

酒類提供営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十五号

酒類提供営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例の一

部を改正する条例

酒類提供営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例（平成十三年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号中「及び第二百三十八条から第二百四十一条まで」を「、第二百三十八条から第二百四十条まで及び第二百四十一条第三項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。